

(56)  
(57)

昭和二十年一月三十一日

独立混成第十五聯隊陣中日誌

沖合  
沖 純  
349

防衛研修所図書館

陣中日誌

自昭和二十年一月一日  
至昭和二十年一月三十一日

陣中日誌

独立混成第十五聯隊本部

23008

RS 8043  
Cinccac-C. CPOB  
B-23540  
OKINAWA 2 JULY  
Fault # 1989

駐屯地會報ニ於ケル示達事項

昭和二十一年  
南地區駐屯地司令官



一 軍紀ノ振作ニ就テ

駐屯地一般ノ軍紀ハ劃期的ニ振作向上ヲ要ス

左ニ振作ノ爲ニ要望スル点ヲ示ス

(1) 上ハ大權ノ承行ヲ謹嚴ニシ、下ハ謹シテ服從ノ至誠ヲ致スレ觀念ノ透徹ヲ要ス

(2) 軍紀ノ振作カ戰捷必須ノ要件ニシテ將校ハ軍紀ノ根源ナルニ思ヒテ致シ自隊ハ勿論他隊ノ者ト雖モ軍紀ヲ紊リアルモノニ對シテハ看過放任スルコトナク現場ニ於テ矯正スル熱意ヲ望ム

(3) 敬禮ノ嚴格ナル實施ヲ強ク要望ス  
幹部ハ敬禮ノ實施不正ナル者ハ自他隊ヲ問ハス嚴ニ矯正シ駐屯地内ノ敬禮ノ實施ヲ劃期的ニ向上セシム

ヲ望ム

(4) 部隊ノ指揮掌握ヲ確實ナラシムルヲ要ス

(5) 巡察將校ノ活躍ヲ望ム  
服裝ヲ端正ニシ態度ヲ嚴肅ナラシムル如ク指導セラレ

度  
嘉手納ニ於テハ時間外ノ外出、服裝態度等不正ナルモノ多シ將來看過セス

二 部隊ノ混住ニ伴フ風紀對策ニ就テ

三 慰安所ノ問題ニ就テ

四 對住民及物資取得ニ就テ

五 樹木伐採、陣地其ノ他施設構築時ノ相互協定ニ就テ